

平成26年度 社会福祉法人平成会 本部事業計画

当法人は1999年3月に法人が設立し2000年3月から特別養護老人ホーム西長洲荘及びケアハウスふれ愛花みずきの事業運営を開始、そして2012年3月にはユニット型特別養護老人ホーム芦風荘を運営開始し15年が経過した。

折しも西長洲荘の施設開設の年に社会事業法から社会福祉法に改正、介護保険法の施行、そして制度の変更に伴い地域ニーズにあった事業を展開し、社会福祉法人としての使命を全うするため、安定性、継続性を重視した運営を心がけ一歩一歩進んできた。

しかし、今後はさらに少子高齢化が進み、経済の変動などを想定すると事業を安定的に継続、発展させるためには、計画的に福祉サービスの三大要素である「ハード」「ソフト」「スタッフ」の内容の充実とそれら質の向上を行うことが必要である。

平成26年度はこの15年が経過した節目の年にあたるので、これまでを振り返り中長期的な計画を更に進めていきたい。

1. 法人経営の原則

社会福祉法人平成会は、社会福祉事業の主たる担い手として、ふさわし事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、利用者の意向を尊重し、総合的に多様な福祉サービスを提供することにより、利用者が、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することとします。

2. 法人理念

— 福祉に寄与貢献	地域福祉の拠点としての寄与貢献
— 人権尊重 誠実公正	人格の尊重とプライバシーの保護 誠実公正な接遇介護
— 安全と健康管理	安全と健康は施設の使命
— 情報の公開	明るい透明な施設経営と運営
— 相互協調	相互理解と信頼で築く人間関係

3. 本年度の重点事項

(1) 適正な経営と財務基盤の安定化

- ・適正なる経営の実現のため、施設（特養、ショート）利用率96%以上の目標達成。
- ・収入（売上）と人件費上昇の関係の適正化。
- ・事業改善等を実施して、事業活動収支差額率5%～8%以上（法人全体）を目標とし、財政基盤の安定化。
- ・経営組織の強化のため、経営方針と経営責任の明確化や経営責任者（理事長）の常勤化の検討の実施。
- ・平成25年度より移行した社会福祉法人新会計基準の経理処理を更に適正化。

(2) 利用者が安心して利用できる環境作りとサービス向上

- ・利用者にとって「安心・安全」とは何かを常に確認し、必要な環境（ハード、ソフト）

整備、体制作りの実施。そのためのリスクマネジメント体制の強化を実施し、同じことを繰り返さない活動の推進。

- ・利用者支援の基本は、当法人の「法人理念」を原点として、利用者の人権、尊厳、権利の尊重に基づく支援を実施。
- ・サービスの標準化をするため、マニュアルの見直しと「報・連・相」の仕組みの再検討の実施。
- ・利用者満足度調査の実施とQOLの向上。

(3) 人事管理の充実

- ・研修システムの体系化（階層別研修、研修履歴管理、資格取得支援研修等）の構築と推進。
- ・法人を支える中堅職員の育成のため、法人組織（役職等）の再構築を図る。又、人事考課制度の課題の抽出と継続的な取り組みの実施。
- ・安定した人材確保のため、欠員募集の求人体制から計画的求人体制に。
- ・働きやすい環境づくりのため、メンタルヘルス、ハラスメントの把握と対策の実施。

(4) 施設、整備の改善

- ・西長洲荘も開設 15 年目にあたり、施設、設備の修繕、改修並びに買い替えの必要性があるため、本年度も計画的に実施。
- ・建物の大規模改修等については出来るだけ各種補助金、助成金を有効活用。

(5) 地域福祉の推進

- ・地域の福祉人材の育成（ボランティア、実習生の受入増加）。
- ・西長洲荘、芦風荘を拠点として、法人、施設の取り組みを発信、又、地域主催の行事への参加等を通して、地域社会との連携を推進。

(6) 事業の透明性の確保

- ・事業経営状況のホームページによる公表の実施。
- ・自主監査の徹底と理事会等の法人本部諸会議への職員の傍聴等の検討。

4. 中・長期計画

(1) 地域の社会福祉ニーズに対応した事業計画

- ・新たな社会福祉・介護事業の開設
- ・子育て支援事業の実施（院内保育所開設等）

(2) 法人基本理念の明文化と深化

- ・法人の特色に焦点を合わせた理念、基本方針に。
- ・理念に基づいた支援体制の確立（介護支援、研修、接遇、倫理綱領等）

(3) 適正な経営及び財務と透明性の確保

- ・外部監査、内部監査の実施

(4) 介護の質の向上と透明性の確保

- ・第三者評価（平成 27 年度 芦風荘）（平成 28 年度 西長洲荘）

(5) 組織の活性化

- ・人事考課制度の課題の抽出
- ・職階層に応じた研修計画の充実

5. 理事会・評議員会の開催

- (1) 第1回理事会、評議員会 (5月)
(平成25年度事業報告・決算の審議)
- (2) 第2回理事会、評議員会 (11月)
(平成26年度上半期事業報告・中間決算報告、補正予算の審議)
- (3) 第3回理事会、評議員会 (3月)
(平成27年度法人本部・各事業計画ならびに予算案の審議)
- (4) 臨時理事会、評議員会 (随時)
(審議の必要に応じ、随時実施)

6. 個人情報保護

個人情報保護規程に基づき、個人情報保護に努めます。

7. 苦情解決及び情報公開について

第三者委員会を基に、社会福祉法第82条の規定による利用者からの苦情に適切に対応する体制を整備するとともに、情報公開を積極的に推進する。